

都市計画（区域区分）の見直しについて

1. 区域区分の見直し（概要）

番号	地区名	線引区分	面積 (ha)	備考		
城陽市 - 1	東部丘陵地 長池地区	市街化 区域編入	約 1.6	商業 地域 (80/400)	防火 地域	地区 計画
		界線整理	△約 1.1			
城陽市 - 2	東部丘陵地 青谷地区	市街化 区域編入	約 3.7	工業 地域 (60/300)	準 防火 地域	地区 計画
		界線整理	△約 3.4			
城陽市 - 3	東部丘陵地 中間エリア 地区	保留 フレーム	-	-	-	-
城陽市 - 4	国道24号 沿道寺田 地区	保留 フレーム	-	-	-	-

※保留フレームとは、一定の整備計画があるものの、即時の市街化区域編入を行えるまでの要件を満たしていないため、その要件を満たすことができた時点において、必要な調整を行ったうえで、定期的見直しを待たなくても随時編入することができるようあらかじめ保留するもの

※面積 (ha) 欄の△がついた数値は市街化区域から市街化調整区域へ編入する面積


2. 見直しの考え方

区域区分の見直しは京都府が策定した「都市計画区域マスタープラン及び区域区分の定期見直しに当たっての基本方針」に基づき行われる。

いずれの地区も高速道路や幹線道路沿道という立地ポテンシャルの

高い場所にあり、商工業用地の確保と商工業機能の集積を目指し、市街地整備を行うこととする。なお、「城陽市－1」および「城陽市－2」は、前回の区域区分の見直し時（平成28年5月）に市街化区域編入された区域と一体的に土地利用を図る予定。

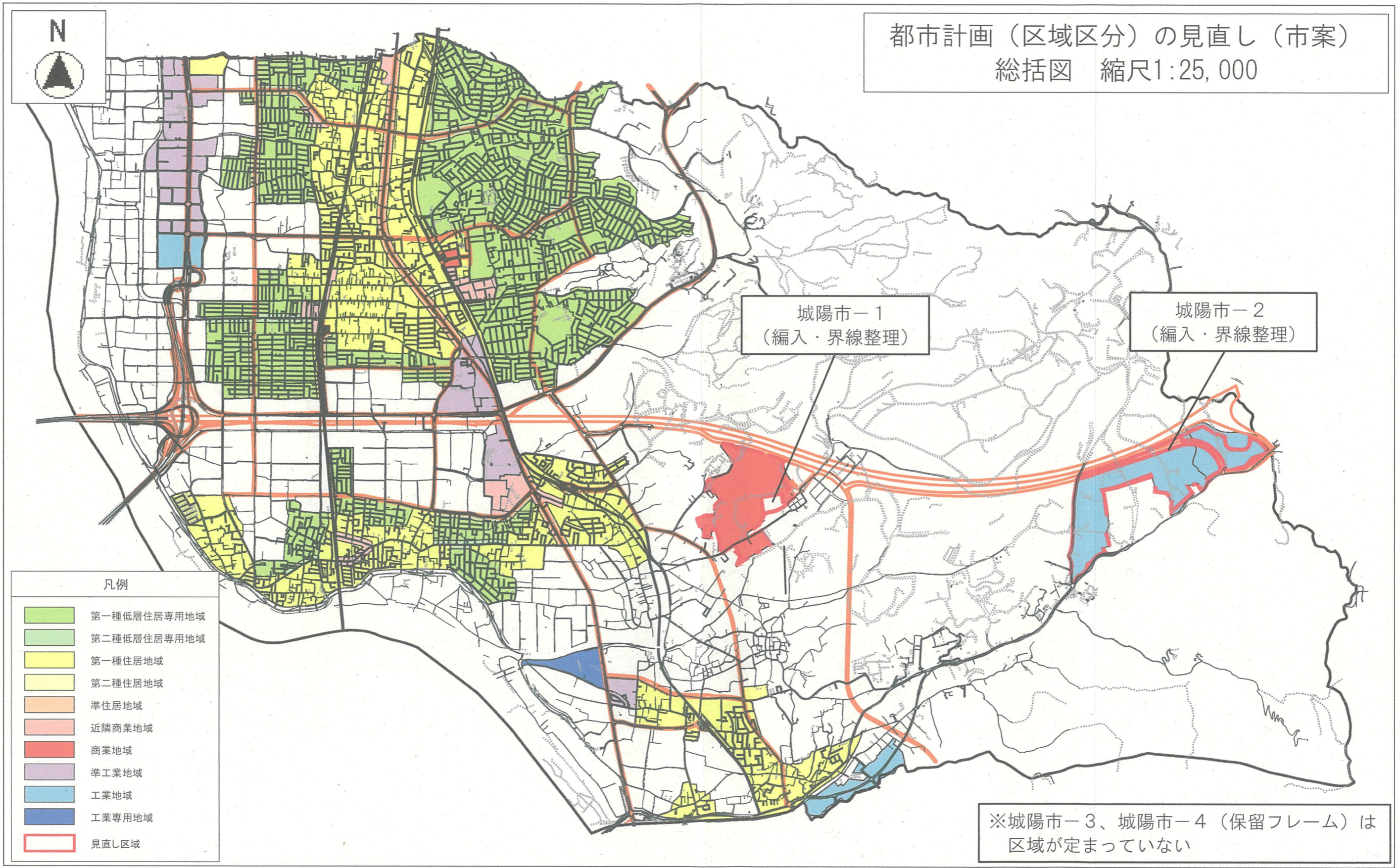
3. これまでの経過及び今後の予定

平成30年度 ～令和2年度	都市計画基礎調査・結果分析
令和2年11月	京都府と協議開始
令和3年度 ～令和4年度	「区域区分の定期見直しに当たっての基本方針」策定（京都府）
令和5年 3月	京都府と国との協議開始
令和5年12月	城陽市原案の確定
令和6年 1月22日	城陽市原案の市民説明会
令和6年 1月31日	城陽市原案を市都市計画審議会へ報告
令和6年 2月15日	城陽市案の京都府に対する申し出
	京都府原案の縦覧・公述申出書受付 京都府原案に対する公聴会の開催 京都府案の縦覧・意見書受付 京都府都市計画審議会の開催（付議）
	令和6年末

4. 市民説明会及び城陽市都市計画審議会における主な質疑内容

	市民説明会		城陽市都市計画審議会	
開催日時	令和6年1月22日(月) 18時30分～19時20分		令和6年1月31日(水) 10時00分～11時30分	
出席者	市民12名		委員12名(5名欠席)	
内容	質問	回答	質問	回答
①	新名神高速道路の開通時期の延期が発表された。区域区分の見直しスケジュールへの影響は。	区域区分の見直しスケジュールへの影響はない。	区域区分の見直しについて、前回平成28年から8年ほどかかっているが、概ね5年プラス2～3年ということか。	過去の区域区分の定期見直しは第4回が平成12年、第5回が19年、第6回が28年、今回が令和6年予定と概ね8年間隔で実施されている。
②	保留フレームを市街化区域に編入する際には、改めて説明会が行われるのか。	保留フレームを市街化区域に編入する際に、改めて国・府との協議等を行うとともに説明会の開催など都市計画法に基づく手続きを行う。	商工業の立地を図るのと同様に、住宅地を確保し勤める方が住めるように、また、住みやすいまちづくりを進めていく必要がある。	人口減少時代において住居系市街化区域の拡大は困難。まず商工業の立地を図り、勤める方の市内に住みたいという需要を高め、府に対し住居系市街化区域の拡大を要望していきたい。

都市計画（区域区分）の見直し（市案）
総括図 縮尺1:25,000



城陽市-1
(編入・界線整理)

城陽市-2
(編入・界線整理)

※城陽市-3、城陽市-4（保留フレーム）は
区域が定まっていない